

お知らせ

— Information —

申…申し込み先

問…問い合わせ先

お知らせします

あなたの声を行政にお届けします

秋の行政相談週間（10月15日～21日）が始まります。

毎日の暮らしの中で、例えば「わかりづらい道路標識を改善してほしい」「郵便ポストを設置してほしい」など、困っていること、望んでいることはありますか。そんなときは、行政相談委員にご相談ください。皆様の声を行政にお届けします。

当市においては、今川和宏さん・相島宏さんが行政相談委員として活動しています。ご相談は、無料・秘密厳守です。

問 伊奈庁舎秘書広聴課

☎52・2111（内線1202）

統計調査のお知らせ

総務省統計局では、10月1日（月）に就業構造基本調査を実施します。

この調査から得られるデータは、国や都道府県が実施する雇用政策及び経済政策などの企画・立案をする上で重要な指標として利用されます。

調査の対象となった世帯に統計調査員が伺いますので、ご協

力をお願いします。

※調査地区は、小張・伊奈東・谷井田・西ノ台・平沼・絹の台5丁目・福岡・下長沼です。

問 伊奈庁舎企画政策課

☎58・2111（内線1241）

母子自立支援プログラム策定事業のご案内

茨城県では児童扶養手当受給者の就労を支援するために「母子自立支援プログラム策定事業」を実施しています。

この事業を利用されますと、県や市町村の職員などが受給者の方と一緒に自立目標や就労のための支援内容を作成するほか、情報提供やアドバイスをいたします。

また、必要に応じてハローワークとともにさらなる就労の支援を行います。

問 伊奈庁舎児童福祉課 担当・

母子自立支援員（毎週月・火・水曜日）

☎58・2111（内線1161）

茨城県県南地方総合事務所福祉課 担当・母子自立支援プログラ

ム策定員

☎029・822・7217

（地域福祉グループ直通）

午前8時30分～午後5時15分

農業委員会からの

お知らせ

①農業委員会各種申請受付期間
10月の各種申請の受付期間は、次のとおりです。

▼受付期間＝10月10日（水）～12日（金）

②農地の埋立て・盛土について
農地は、皆さんの食生活を支えるかけがえのない財産です。そこに耕作に適さない土などを入れてしまうと復元が困難になり、地域農業にとって大きな損失にもなりかねません。

農地の埋立てや盛土を行う場合には、許可又は届出が必要となりますので、行為をする前に必ず地元農業委員または農業委員会事務局にご相談ください。

申問 谷和原庁舎農業委員会事務局

☎58・2111
（内線8120～8122）

合併処理浄化槽設置の補助について

補助対象地域は次のとおりになります。

- ①下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の認可を受けた区域以外の区域
- ②農業集落排水処理施設の処理区域以外の区域
- ③コミュニティ・プラントの処理

区域以外の区域

④団地内に処理施設を有し、生活排水を処理している区域以外の区域

⑤その他特に市長が認める区域
補助対象外は次の通りになります。

- ①建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認の申請又は法第5条第1項に基づく設置の届出を行わずに浄化槽を設置する者
- ②販売の目的で浄化槽付専用住宅を建築する者
- ③専用住宅又は敷地を借りている者で、浄化槽設置に関して賃貸人の承諾が得られないもの
- ④市税を滞納している者
- ⑤その他

最近、浄化槽の工事が終わってしまつてから補助を出してほしいとのお問い合わせが多く見受けられます。

また、施工業者から設置終了後にも申請書類を提出すれば補助金がもらえると言われたなどのお話を聞きますが設置後に補助申請されたものについて補助することはできません。

浄化槽設置の補助金申請については浄化槽を設置する前に施工業者を通して提出してください。

問 小絹水処理センター下水道課

☎58・3939